

院内感染対策に関する取組事項

院内感染対策に関する基本的な考え方

当センターでは、感染症の予防に関する法令や通知等に基づき、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者さん・ご家族が置かれている状況を深く認識して、良識に基づく適切な医療を行っています。

また、当該医療については適切な説明を行い、患者さん・ご家族の理解を得るよう努めています。

院内感染対策に関する取組事項

1) 院内感染対策組織に関する事項

当センターにおける医療関連感染症対策を企画・推進する組織横断的な委員会として、「院内感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回開催し、院内感染防止対策に関する事項を協議します。さらに、院内感染対策の実働機関として「感染制御部」を設置し、医療関連感染症対策の実施上の諸問題を協議するほか、緊急的対策が必要と判断される場合には、病院長直轄の機関として感染制御部の指揮のもと迅速に対応しています。

2) 院内感染対策のための職員研修に関する事項

全病院職員を対象に、感染対策に関する包括的意識の向上を図ることを目的とした研修会を年2回以上開催しているほか、必要に応じて部署や職種を限定とした研修会を行っています。

3) 院内感染対策のための巡回に関する事項

感染制御部は、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。

4) 感染症発生状況報告に関する事項

センター内における耐性菌等に関する感染症レポートを週に1回以上作成し、情報共有に努めています。感染制御部では発生状況を把握し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

5) 院内感染発生時の対応に関する事項

センター内で規定されている感染症が発生した場合には、速やかに「感染症報告様式」を用いて感染制御部に報告します。緊急を要する事例が発生した場合には、直ちに感染制御部に報告し、速やかに感染拡大防止等の対策が開始されます。また、法的に届出義務のある感染症患者が発生した場合には法律に基づき、保健所に報告しています。

6) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等を掲示物で広く院内に情報提供を行っています。

7) その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本事項

院内感染防止対策の推進のため「感染対策基幹マニュアル」を作成し、全病院職員へ周知・徹底を図るとともに院内の全部署に配布されており、希望があればどなたでも随時閲覧していただくことが可能です。マニュアルは定期的に見直し、追補や改訂を行っています。